



鳥取県公報

平成 30 年 12 月 7 日 (金)
号外第 94 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (情報政策課) 2

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

インターネット映像配信サービス業務（以下「サービス等」という。） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成36年1月31日まで。ただし、サービスの提供に係る期間（以下「サービス期間」という。）は、平成31年4月1日から平成36年1月31日までとする。

(4) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、サービス等の提供に係る費用の合計額をサービス期間（58月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって月額契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定による参加制限措置を受けていない者であること。

オ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのコンテンツ作成

(イ) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(ウ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(エ) 情報処理サービスのASP

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分

に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年12月17日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

カ サービス期間中、サービスの提供に障害が発生したときに、1の（2）の業務の仕様に定めるとおり速やかに現場対応するための体制をとることのできる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2）共同企業体に関する要件

ア 構成員は、（1）のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

（ア） 情報処理サービスのコンテンツ作成

（イ） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（ウ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

（エ） 情報処理サービスのASP

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年12月17日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員の1以上の者がサービス期間中、サービスの提供に障害が発生したときに、1の（2）の業務の仕様に定めるとおり速やかに現場対応するための体制をとることのできる者であること。

エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 共同企業体の名称

（ウ） 構成員の名称及び所在地

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資比率

（キ） 構成員の責任

（ク） 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ケ） 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（コ） 取引金融機関

（サ） 解散後のかし担保責任

（シ） その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課地域・行政情報化担当

電話 0857-26-7849

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年12月7日（金）から同年12月27日（木）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年12月7日（金）から同年12月27日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年1月17日（木）午前11時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（水）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階 元気づくり総本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に平成30年12月27日（木）正午までに提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に58を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として月額契約金額に58を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなけれ

ばならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Internet video distribution service 1 set

(2) Time-limit of the submission of documents for the qualification confirmation : noon, 27, December, 2018

(3) Time-limit of the submission of tenders : 11 : 30 AM, 17, January, 2019

(Time-limit of the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM, 16, January, 2019)

(4) Please Contact for the notice : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7849